



料金後納  
郵便

**重要  
親展**

差出人



三井住友信託銀行  
SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

年金信託部

〒560-8570

大阪府豊中市新千里西町1-1-3  
TEL (06)6833-4832

確定申告に使用する重要なお知らせです。

開封前に宛名をご確認ください

## 年分 公的年金等の源泉徴収票

## 公的年金等の源泉徴収票のご案内

令和6年中にお支払いいたしました年金の「公的年金等の源泉徴収票」をお送りいたしますので、確定申告の際にご使用ください。確定申告に関するご留意事項などを裏面に記載しておりますので、ご覧ください。

確定申告の期間】：2月17日(月)から3月17日(月)

#### 〈ご注意〉

- ご住所・ご送金先等の各種変更手続きや年金の内容に関するお問い合わせにつきましては、基金さまもしくは会社さまへご連絡いただきますようお願いいたします。
  - 万一、受給者さまがお亡くなりになられた後で本書が届いた場合には、基金さまもしくは会社さまへご連絡いただきますようお願いいたします。
  - 令和5年分以前の源泉徴収票は、修正申告などにご利用ください。
  - 令和6年分の源泉徴収票が複数枚到着した方は、「令和6年に複数の年金制度から年金をお受け取りになった」または「お受け取りの年金制度が令和6年中に変更となった」方ですので、合算してご利用ください。
  - 平成25年分以降の源泉徴収税額に関しましては、復興財源確保法に基づく税額（復興特別所得税）が含まれております。
  - 令和6年に実施された定額減税について、企業年金は源泉徴収による税額控除の対象外となっております。
  - 源泉徴収票の「支払金額」欄の4段目に金額が表示されている方は、扶養親族等申告書に関する欄はブランクとなります。
  - 従業員拠出金がある場合は、「支払金額」欄には従業員拠出金を除いた金額を記載しております。

☆電子送付サービスに関する弊社ホームページ  
<https://www.smtb.jp/business/pension/information/recipient#denshis>



お電話にてご照会の際は、次のご照会番号をお伝えください)。

支店全番号(三井住友信託銀行年金信託部 専用)

# 公的年金等の源泉徴収票 在中



三井住友信託銀行

## 〈確定申告について〉

確定申告は、①・②のいずれかの方法で行うことができます。

①確定申告書を住所地等の所轄税務署に送付または提出

②e-Tax(国税電子申告・納税システム)で申告

e-Taxの詳細につきましては、国税庁のホームページをご参照ください。

【e-TaxホームページURL】<https://www.e-tax.nta.go.jp/>

(1)年金の所得金額は、その年に受けたその他の所得とともにご自分の住所地を所管する税務署へ申告し、その納税額を納付します。源泉徴収された税額がある場合には、納税額との過不足を精算することになります。

(2)公的年金等の収入金額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合、確定申告のお手続きの必要はありません。(※)

(※)外国の制度に基づき国外において支払われる年金などを受け取られている場合には、確定申告不要制度の適用はできません。

(3)確定申告は2月17日(月)から3月17日(月)(※)までの間、税務署で受け付けています。なお、還付を受ける方の申告は、2月14日(金)以前から受け付けています。

(※)確定申告の受付期間および書類の記入方法につきましては、お近くの税務署へお問い合わせください。

(4)確定申告書の提出において源泉徴収票の添付は不要ですが、源泉徴収票の内容を確定申告書に記載(またはe-Taxに入力)する必要がありますので、源泉徴収票は大切に保管しておいてください。

詳しくは、お近くの税務署へお問い合わせください。

## 確定給付企業年金および厚生年金基金の受給者さまへのお知らせ

源泉徴収票は、確定申告に必要な重要な書類ですので、大切に保管してください。

なお、昨年より「公的年金等の源泉徴収票」をマイナポータルを経由して電子送付方式でお受け取りいただくことが可能となりました。(※)

電子送付された源泉徴収票は、e-Taxによる確定申告書作成をご利用いただくことができます。

(※)弊社で管理している受給者さまの各種情報が、マイナポータル等を経由して連携される各種情報と一致した場合に、電子送付方式をご利用いただくことができます。

また、一度お手続きいただくことで、翌年以降も継続して電子送付方式をご利用いただくことができます。

なお、情報が一致しない受給者さまは、マイナポータル等から連携される各種情報を弊社へご連絡いただくことで、来年以降にご利用いただくことが可能となります。

### マイナポータルによる電子送付について



・マイナポータルによる電子送付サービスのご利用方法や各種情報の弊社へのご連絡方法は、弊社ホームページにてご案内しておりますので、表面の見開き右側下に掲載しているURLまたは二次元バーコードからアクセスしてください。

・サービスのご利用にあたりましては、マイナポータルにアクセスいただくために、「マイナンバーカード」が必要となります。

☆マイナポータルとは政府が運営するオンラインサービスです。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから行政手続きの検索やオンライン申請を行うことができます。